

◎令和4年8月10日時点の建築基準法関係書類の押印等の取扱いについて

書類・図書	対応
確認申請書 完了検査申請書 等	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の押印は不要 設計者（監理者）の押印は不要
計画通知書 工事完了通知書 等	<ul style="list-style-type: none"> 通知者官職の押印は不要 設計者（監理者）の押印は不要
● 委任状	<ul style="list-style-type: none"> 委任状の正本又は写しに本人（建築主）であることが確認できる書類のコピーの添付が必要（建築主が法人の場合、代理者との関係が確認できる契約書の写し等の添付が必要） 【ただし、当分の間、下記の運用も可とする】 自署または押印により作成した委任状の正本又は写しの提出（従来の委任状も可）
図書	<ul style="list-style-type: none"> 正本に設計者の氏名記載が必要 建築士表示・押印は不要
構造（設備） 一級関与	<ul style="list-style-type: none"> 設計の場合、正本に設計者の氏名記載が必要 確認の場合、氏名記載不要 建築士表示・構造（設備）設計一級建築士が構造関係規定に適合することを確認した旨の表示・押印は不要
構造計算安全証明書	<ul style="list-style-type: none"> 設計者の押印は不要（確認申請書には写しの添付）
既存建築物等調書	<ul style="list-style-type: none"> 建築主・調査者の押印は不要 備考欄に調査者の氏名記名が必要
建築工事届 建築物除却届	<ul style="list-style-type: none"> 建築主の押印は不要 除却工事施工者の押印は不要
● 補正の対応	<ul style="list-style-type: none"> 原則、差替により対応とする 【ただし、当分の間、下記の運用も可とする】 設計者及び代理者、申請者が補正を行う場合、本人確認の上、二重線+訂正印orサインにより補正

【ご注意】

・表中●の項目は富山県独自の取扱いです。他行政庁へ申請する際には当該行政庁に取扱いをご確認ください。